

「非居住者に係る金融口座情報の 自動的交換のための報告制度の概要」

平成28年10月
国 税 庁

目次

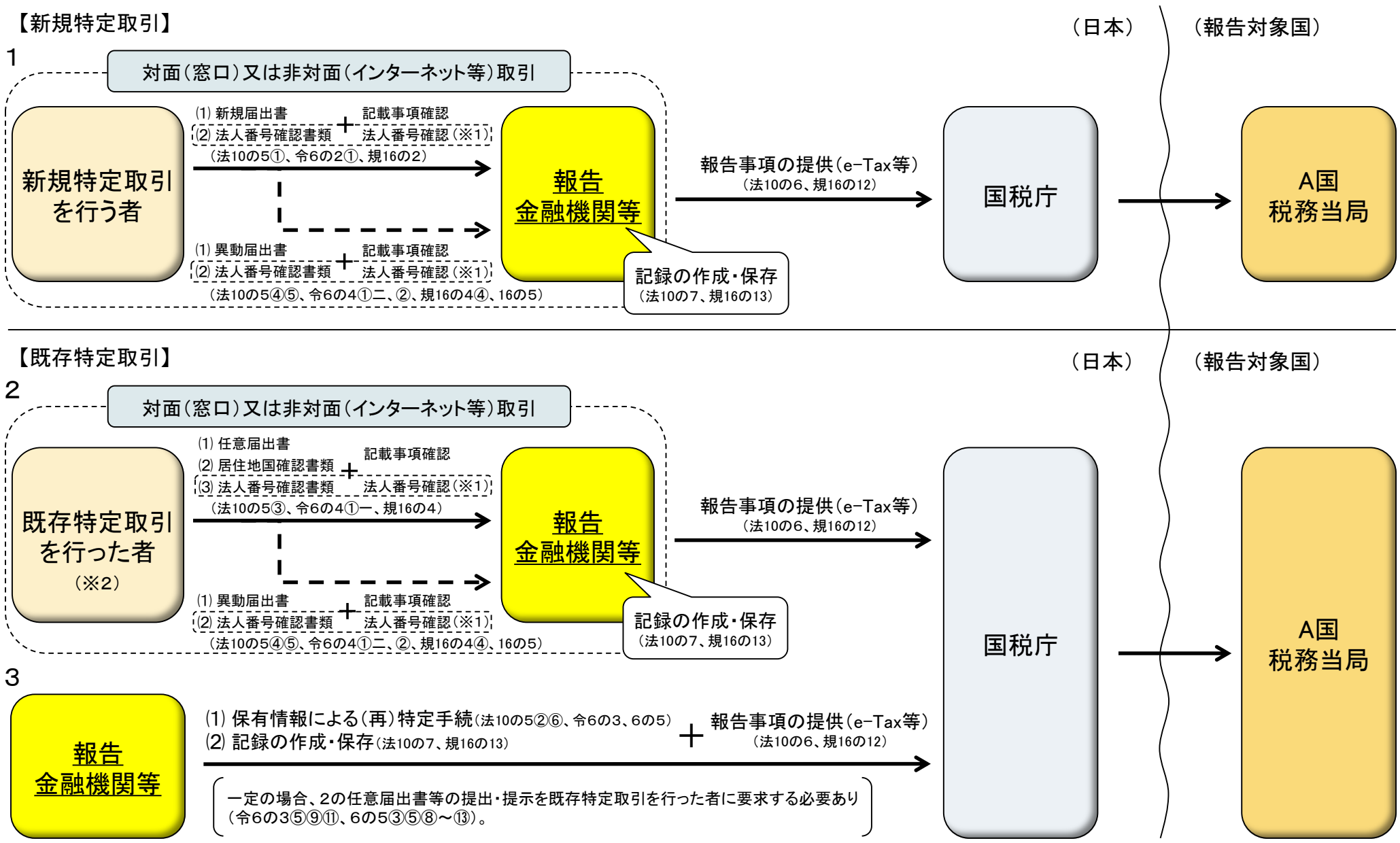
1. 略語と正式名称	2
2. 報告フローチャート	3
3. デューデリジエンス手続	4
4. 犯収法との関係	13
5. 国税庁への報告	19
6. 記録の作成・保存	23
7. 罰則等	24

※ 本資料の右肩に表示されている、「新規」は「新規特定取引」に関連するもの、「既存」は「既存特定取引」に関連するもの、「共通」は「新規特定取引・既存特定取引」の両方に共通して関連するものを意味しています。

1. 略語と正式名称

略語	正式名称
法	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号)
令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令 (昭和62年政令第335号)
規	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (昭和44年大蔵省、自治省令第1号)
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)
犯収法令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 (平成20年政令第20号)
犯収法規	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)

2. 報告フローチャート



※1 一定の場合のみ、新規特定取引を行う者又は既存特定取引を行った者による法人番号確認書類の提示及び報告金融機関等による法人番号の確認が必要(「各種届出書の提出」(4ページ)を参照)。
 ※2 平成28年12月31日において当該特定取引に係る契約を締結しているものに限る(個人既存低額/高額特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者が該当)。以下、この資料において同じ。

3. デューデリジェンス手続(1) - 各種届出書の提出

【新規届出書の提出】 (新規特定取引を行う者)

(届出書の提出を要する者)

平成29年1月1日以後に報告金融機関等との間で特定取引を行う者

- (1) 新規届出書の提出(法10の5①前段)
(2) 法人番号確認書類の提示(令6の2①)(※1)

届出書の記載事項(法10の5①前段、規16の2①):

- ・ 氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- ・ 居住地域の名称(居住地域を有しない場合には、その旨)及び居住地域が外国である場合の当該国の納税者番号
- ・ 住所等所在国・地域と居住地域が異なる場合の事情の詳細 等

(注) 提出しなかった者や虚偽の記載を行った者(法10の5⑦ハイに掲げる者に限る。)には、罰則あり(法13④三)。

(報告金融機関等)

- (1) 記載事項の確認(法10の5①後段・規16の2③)
(2) 法人番号の確認(令6の2①)(※1)

左記の届出書の記載事項を、新規特定取引を行う者から口座開設等のために提出又は提示を受けた書類(例:犯収法に基づき必要な書類)(規16の2③)により確認。

一定の場合(※1)には、左記の届出書の記載事項のうち、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類(規16の2④⑤)により確認。

(注) 各国の納税者番号制度については、[OECD AEOIポータルサイト](#)にて確認が可能。

【任意届出書の提出】 (既存特定取引を行った者)

(届出書の提出を要する者)

平成28年12月31日以前に報告金融機関等との間で特定取引を行った者のうち、
(1) 任意に提出を行う者
(2) (再)特定手続の結果、報告金融機関等から提出を求められた者

- (1) 任意届出書の提出、(2) 居住地域確認書類の提示(法10の5③)
(3) 法人番号確認書類の提示(令6の4①一)(※1)

イ 届出書の記載事項(法10の5③前段、16の4①):

- ・ 上記の新規届出書の記載事項
- ・ 特定取引に係る契約を識別するための番号、記号等(例:口座番号等)

ロ 居住地域確認書類の例(法10の5③後段、規16の4②)

- (イ) 個人:個人番号カード、運転免許証 等
(ロ) 法人:登記事項証明書 等

(注) 虚偽の記載を行った者(法10の5⑦ハイに掲げる者に限る。)にのみ、罰則あり(法13④三)。

(報告金融機関等)

- (1) 記載事項の確認(法10の5③後段・規16の4③)
(2) 法人番号の確認(令6の4①一)(※1)

左記イ(届出書の記載事項)を、左記ロ(居住地域確認書類)により確認。

一定の場合(※1)には、左記イのうち、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類(規16の4④)により確認。

(注) 各国の納税者番号制度については、[OECD AEOIポータルサイト](#)にて確認が可能。

【異動届出書の提出】 (新規特定取引を行う者又は既存特定取引を行った者)

(届出書の提出を要する者)

新規届出書若しくは任意届出書又は異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地域(居住地域を有しない旨を記載した場合を含む。)に異動があった者

- (1) 異動届出書の提出(法10の5④、令6の4②)
(2) 法人番号確認書類の提示(令6の4①二)(※1, 2)

届出書の記載事項(法10の5④、16の5①):

- ・ 異動後の居住地域又は該当しないこととなった旨
- ・ 当該異動届出書を提出するまでに提出した新規届出書若しくは任意届出書又は異動届出書に記載した居住地域(居住地域を有しなかった場合には、その旨)
- ・ 上記の新規届出書の記載事項

(注) 虚偽の記載を行った者(法10の5⑦ハイに掲げる者に限る。)にのみ、罰則あり(法13④三)。

(報告金融機関等)

- (1) 記載事項の確認(法10の5⑤、規16の5②)
(2) 法人番号の確認(令6の4①二)(※1, 2)

左記の届出書の記載事項を、当該届出書と併せて提出・提示を受ける書類により確認。

一定の場合(※1, 2)には、左記の届出書の記載事項のうち、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類(規16の4④)により確認。

(注) 各国の納税者番号制度については、[OECD AEOIポータルサイト](#)にて確認が可能。

※1 新規特定取引を行う者又は既存特定取引を行った者が「内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者(13・14ページ参照)(居住地域が外国であるものに限る。)がある者」である場合が対象。

※2 新規届出書若しくは任意届出書又は異動届出書の提出時において、報告金融機関等による法人番号の確認が既に行われている場合は、確認不要。

(備考) 各種届出書の提出期限については、「各種届出書の提出期限と(再)特定手続の(再)特定期限」(12ページ)を参照。

3. デューデリジェンス手続(3) - 個人既存高額特定取引契約者

【個人既存高額特定取引契約者による任意届出書の提出がある場合(法10の5②ただし書き)】

個人既存高額
特定取引契約者

任意届出書(居住地国の記載あり)の提出及び居住地国確認書類の提示 + 記載事項の確認(法10の5③、規16の4①~③)

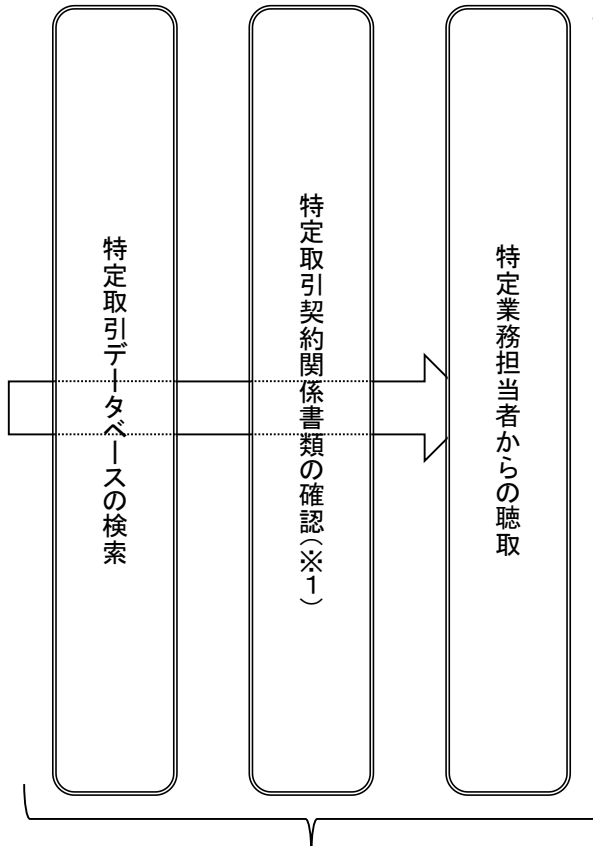
居住地国を特定
報告
金融機関等

【個人既存高額特定取引契約者(令6の3②六)】

個人既存特定取引契約者で、平成28年12月31日において特定取引に係る契約(同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものに限る。)を締結しているもの(令6の3②六)。

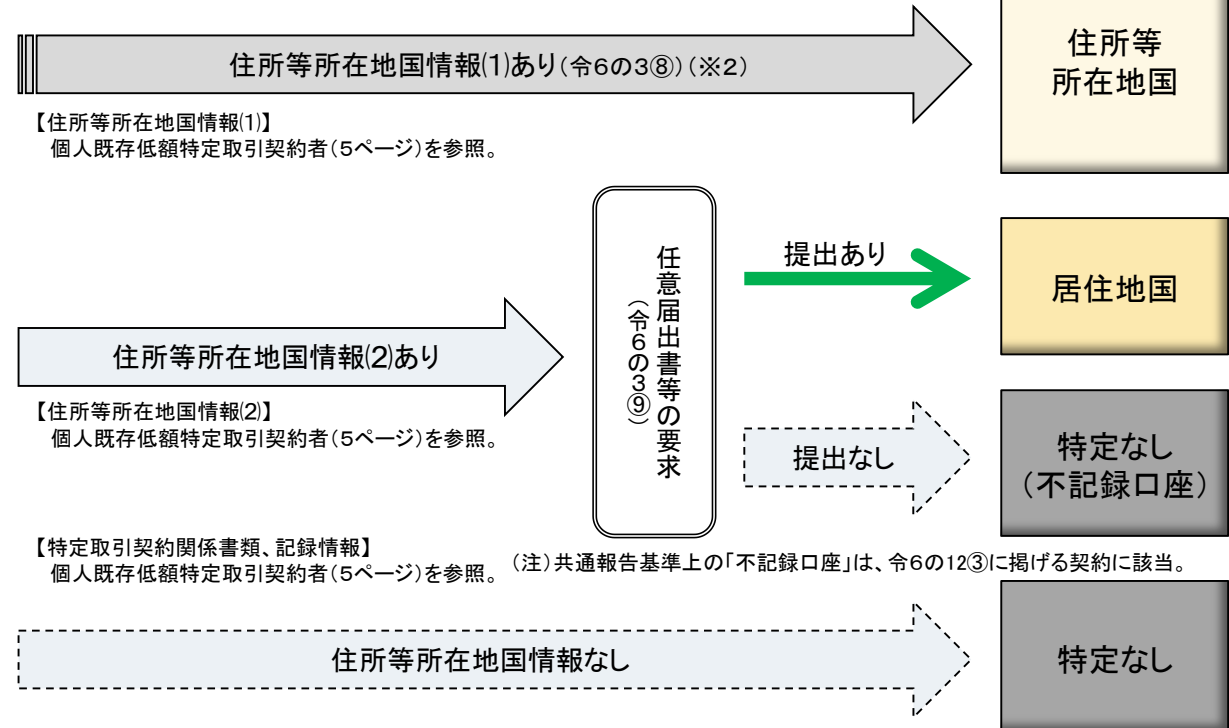
【報告金融機関等による特定手続(法10の5②本文)】

報告
金融機関等



【令6の3⑦本文】

- ※1 記録情報を特定取引データベースに記録・保存することとされている場合には、記録情報のうち特定取引データベースに記録・保存することとされているものについては、確認不要(令6の3⑦後段)。
- ※2 住所等所在地国情報(1)が複数あった場合は、全て特定が必要。



【住所等所在地国情報(1)】
個人既存低額特定取引契約者(5ページ)を参照。

【住所等所在地国情報(2)】
個人既存低額特定取引契約者(5ページ)を参照。

【特定取引契約関係書類、記録情報】
個人既存低額特定取引契約者(5ページ)を参照。(注)共通報告基準上の「不記録口座」は、令6の12③に掲げる契約に該当。

【特定業務担当者】
報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対して継続的に特定取引に関する助言その他の行為に関する業務を担当する者(令6の3⑦前段、規16の3④)

(備考) 特定期限については、「各種届出書の提出期限と(再)特定手続の(再)特定期限」(12ページ)を参照。

3. デューディリジェンス手続(4) - 法人既存特定取引契約者

【法人既存特定取引契約者による任意届出書の提出がある場合(法10の5②ただし書き)】

居住地国を特定

法人既存
特定取引契約者

(1) 任意届出書(居住地国の記載あり)の提出及び居住地国確認書類の提示 + 記載事項の確認(法10の5③、規16の4①~③)

報告
金融機関等

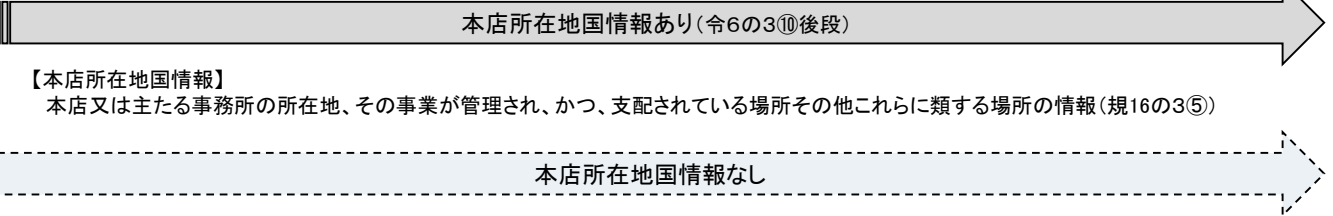
(2) 法人番号確認書類の提示 + 法人番号の確認(令6の4①一、規16の4④)(一定の場合のみ対象(「各種届出書の提出」(4ページ)を参照。))

【報告金融機関等による特定手続】
(法10の5②本文)

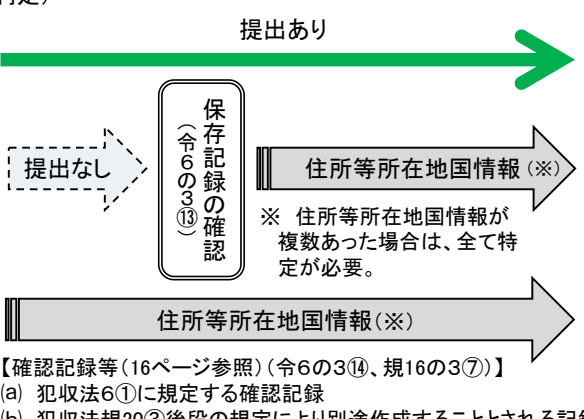
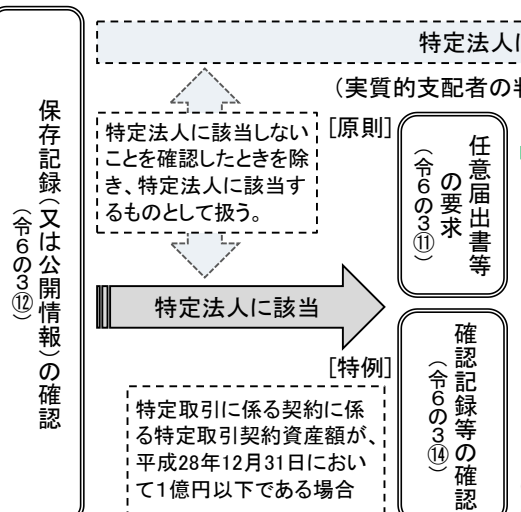
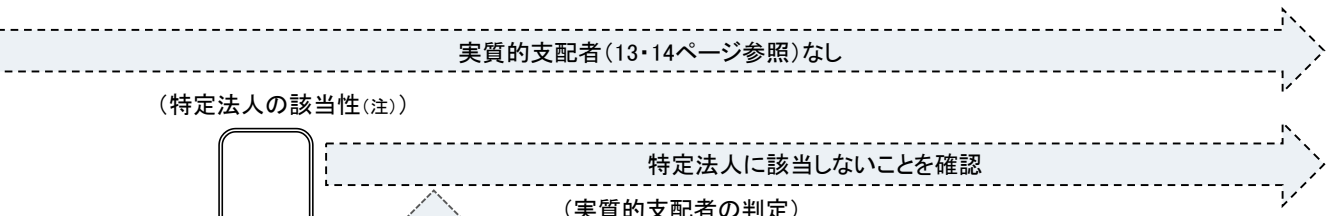
※ 平成28年12月31日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が2,500万円以下である場合には、平成29年1月1日以後の年の12月31日における当該特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなるまでの間は、特定手続不要。(令6の3⑯)

報告
金融機関等
([A]⇒[B]の
順番で手続を行う)

(法人の判定)
保存記録の確認
(令6の3⑩前段)



(実質的支配者の有無(注))
犯収法に基づく確認(16ページ参照)
(令6の3⑪カツ書き)



【B】へ進む
住所等
所在地国

【B】は不要
特定なし

追加手続
不要

居住地国

住所等
所在地国

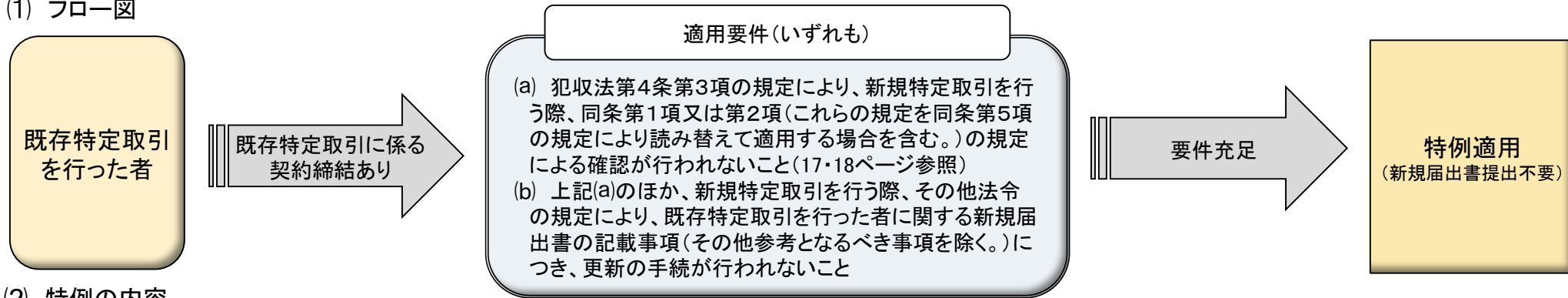
(注) いずれかの要件を充足しない場合には、「追加手続不要」となるため、特定法人の該当性の確認を先に行うことも可能。

(備考) 特定期限については、「各種届出書の提出期限と(再)特定手続の(再)特定期限」(12ページ)を参照。

3. デューディリジェンス手続(5) - 新規特定取引を行う者の新規届出書の提出免除に関する特例

【1 既存特定取引に係る契約を締結している場合(令6の2②、規16の2⑥)】

(1) フロー図

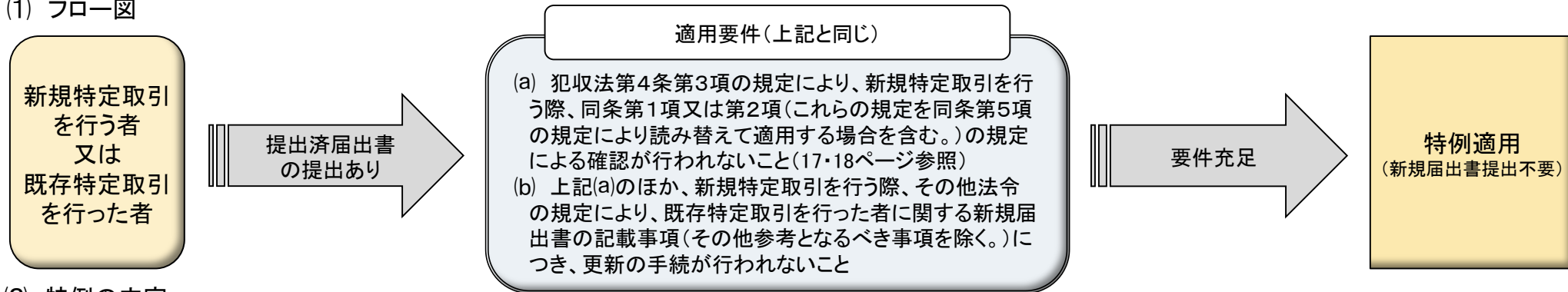


(2) 特例の内容

当該新規特定取引については、平成28年12月31日に行われた特定取引と、当該既存特定取引に係る住所等所在地国と認められる国又は地域が特定された日において当該住所等所在地国と認められる国又は地域と同一の国又は地域が特定されたものとそれぞれみなして、法第10条の5の規定を適用する。

【2 提出済届出書(※)を提出している場合(令6の2③)】

(1) フロー図



(2) 特例の内容

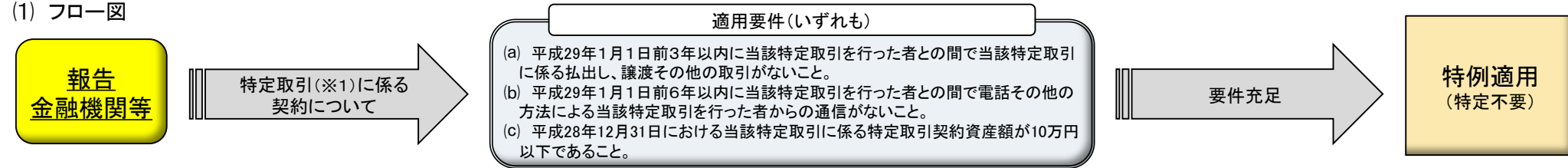
当該特定取引について新規届出書の提出を要しないこととされ、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出済届出書のうち直前に提出されたものに居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

※ 新規届出書、任意届出書又は異動届出書のことをいう。

3. デューディリジェンス手続(6) - 報告金融機関等による特定手続の免除に関する特例

【1 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3⑰)】

(1) フロー図

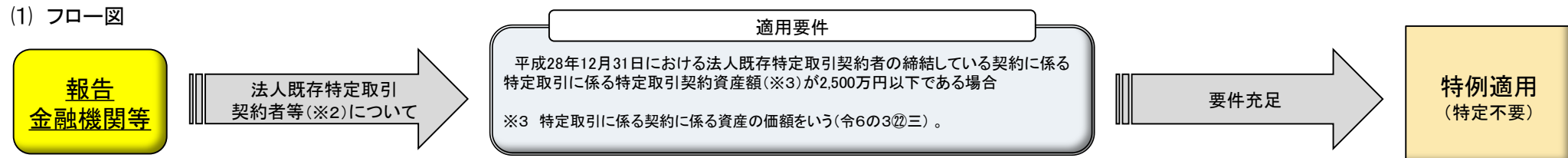


(2) 特例の内容 ※1 保険契約等(保険契約及び共済に係る契約をいう。下記3において同じ。)に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る。)の支払を除く。

平成29年1月1日以後に当該特定取引を行った者が当該報告金融機関等との間で上記(a)の取引又は上記(b)の通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

【2 法人既存特定取引契約者に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3⑱)】

(1) フロー図

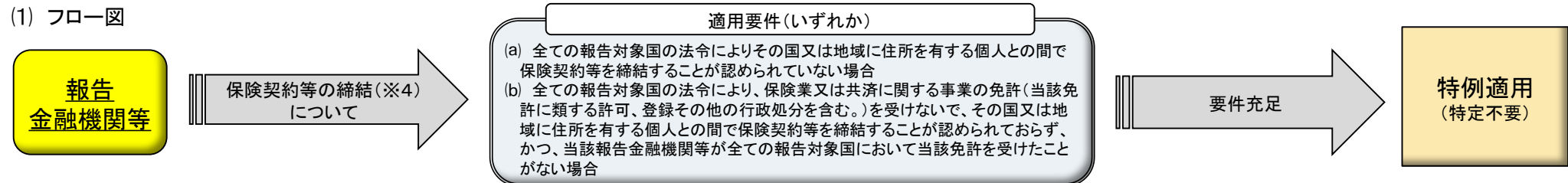


(2) 特例の内容 ※2 2において、法人既存特定取引契約者及び法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者(13・14ページ参照)をいう。

平成29年1月1日以後の年の12月31日における当該特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなるまでの間は、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

【3 保険契約等に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3㉑)】

(1) フロー図



(2) 特例の内容 ※4 3においては、個人既存特定取引契約者が行うものに限る。

当該保険契約等の締結については、平成29年1月1日以後に上記(a)(b)の場合のいずれにも該当しないこととなるまでの間は、当該保険契約等の締結をしている個人既存特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

3. デューディリジェンス手続(7) - 再特定手続

※ 一定の場合には、報告金融機関等において新規特定取引を行う者又は既存特定取引を行った者に係る特定居住地国の特定を既に行っているときも、以下の再特定手続を改めて実施する必要があります。

再特定手続	根拠規定
1 新規特定取引(既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を含む。)に関する再特定手続	
(1) 特定取引を行った者による異動届出書の提出手続	
イ 特定取引を行った者による異動届出書の提出	法10の5④、令6の4②、規16の5①
ロ 報告金融機関等による異動届出書の記載事項の確認	法10の5⑤、規16の5②
ハ 特定取引を行った者が内国法人である特定法人の場合における法人番号確認書類の提示及び報告金融機関等による法人番号の確認	令6の4①二、規16の4④
(2) 特定取引に係る契約に変更があった場合の新規届出書の提出手続	令6の11
2 既存特定取引(既存特定取引につき任意届出書の提出があった場合を除く。)に関する再特定手続	
(1) 個人既存特定取引	
イ 個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域の再特定手続	
(イ) 住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①一、②、規16の6①
(ロ) 居住地住所テストにより住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①一、三、③、規16の6②③
(ハ) 住所等所在地と認められる国又は地域が特定されなかった場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①二、④⑤、規16の6①
ロ 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域の再特定手続	
(イ) 住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①一、四、⑥⑯一、規16の6①
(ロ) 住所等所在地と認められる国又は地域が特定されなかった場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①二、五、⑦⑧⑱一、規16の6①
ハ 個人既存低額特定取引契約者の特定取引契約に係る特定取引契約資産額が1億円を超えた場合における再特定手続	法10の5⑥、令6の5①六、七、⑬⑭⑮二
(2) 法人既存特定取引	
イ 法人既存特定取引契約者の本店所在地と認められる国又は地域の再特定手続	
(イ) 住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①一、⑨、規16の6①
(ロ) 住所等所在地と認められる国又は地域が特定されなかった場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①二、⑩、規16の6①
ロ 法人既存特定取引契約者が特定法人に該当する場合における当該特定法人に係る実質的支配者(13・14ページ参照)の住所等所在地と認められる国又は地域の再特定手続	
(イ) 報告金融機関等の保存している記録にあった法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地情報に基づき当該実質的支配者の住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①一、⑪、規16の6①
(ロ) 報告金融機関等の保存している確認記録等に基づき法人既存特定取引契約に係る実質的支配者の住所等所在地と認められる国又は地域が特定された場合の再特定手続	法10の5⑥、令6の5①一、⑫、規16の6①

(備考) 提出期限及び特定期限については、「各種届出書の提出期限と(再)特定手続の(再)特定期限」(12ページ)を参照。

3. デューディリジェンス手続(8) - その他の留意事項

1 2以上の特定取引に係る特定取引契約資産額の合算

報告金融機関等は、以下の(再)特定手続を適用する場合には、その保有する特定取引データベースを検索する方法及び当該報告金融機関等に係る特定業務担当者から聴取をする方法により、同一の者との間で締結されている特定取引に係る契約があるかどうかを確認しなければならない。また、同一の者との間で2以上の特定取引に係る契約を締結していることが確認された場合には、特定取引契約資産額は、当該2以上の特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額とする(令6の3⑱、6の5⑭)。

- (1) 個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続(令6の3⑰)(5ページ参照)
- (2) 個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続(令6の3⑰)(6ページ参照)
- (3) 法人既存特定取引契約者が特定法人に該当する場合における当該特定法人に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続(特例)(令6の3⑱)(7ページ下段参照)
- (4) 法人既存特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続の免除に関する特例(令6の3⑱)(9ページ2参照)
- (5) 一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3⑱)(9ページ1参照)
- (6) 個人既存低額特定取引契約者の特定取引契約に係る特定取引契約資産額が1億円を超えた場合における再特定手続(令6の5⑬)(10ページ2(1)ハ参照)

2 特定対象者の生年月日等を保有していない場合における報告金融機関等による情報取得努力義務

報告金融機関等は、個人既存低額/高額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者に係る(再)特定手続により、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域(外国に限る。)の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日及び外国納税者番号等(※)がないときは、当該特定をした日から2年を経過する日までの間、少なくとも年1回、当該特定対象者に係る特定取引を行った者に対し、電話、返送を求める書面の送付その他の方法により、これらの情報を取得するための措置をとらなければならない(令6の3⑳、6の5⑭、規16の3⑧⑨、16の6⑤)。

(※)「外国納税者番号等」とは、特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域(外国に限る。)として特定された国若しくは地域において当該特定対象者が有する納税者番号又は内国法人である特定法人のうち当該特定法人に係る実質的支配者(住所等所在地国と認められる国又は地域が外国であるものに限る。)があるものが有する法人番号をいう(規16の3⑧)。

3 平成29年1月1日以後に報告金融機関等に該当することとなった場合の取扱い

平成29年1月1日以後に報告金融機関等に該当することとなった者は、該当日(※)以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で該当日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、該当日から2年を経過する日(該当日以前に個人(特定組合員である個人を除く。)が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約で該当日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が1億円を超えるものにあつては、該当日から1年を経過する日)までに、個人既存低額/高額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者に係る各特定手続を実施し、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない(法10の5⑨による法10の5②の読み替え、令6の10)。ただし、上記の特定取引を行った者から任意届出書の提出を受けた場合は、報告金融機関等は、個人既存低額/高額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者に係る各特定手続を行う必要はない(法10の5⑨による法10の5②の読み替え)。

(※)「該当日」とは、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者等(令6の6①三に規定する者)又は資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社等(令6の6①四～六に規定する者)が最初にそれぞれ一定の要件(規16の7①に規定する要件)を満たした期間の末日から2年を経過した日の属する年の12月31日をいう(令6の10①、規16の7②)。

(備考) 平成29年1月1日以後に報告金融機関等に該当することとなった場合の取扱いにおいても、9ページの「報告金融機関等による特定手続の免除に関する特例」が適用される場合には、これらの特例が適用されている間は、個人既存低額/高額特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者及び当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。

3. デューデリジェンス手続(9) - 各種届出書の提出期限と(再)特定手続の(再)特定期限

届出書の提出		提出期限	根拠規定
新規届出書の提出(法10の5①前段)		特定取引を行う際	法10の5①前段
任意届出書の提出(法10の5③前段)		いつでも提出可(既に提出している場合を除く。)	法10の5③前段
異動届出書の提出(法10の5④)	届出書を提出した者が法人又は特定組合員以外である場合	居住地国に異動が生じることとなった日から3月を経過する日	法10の5④
	届出書を提出した者が法人又は特定組合員である場合	居住地国に異動が生じることとなった日(※1)の属する年の12月31日又はその日から3月を経過する日のいずれか遅い日	令6の4②

(再)特定手続		(再)特定期限	根拠規定
初回特定手続 (法10の5②)	個人既存低額特定取引契約者(令6の3①～⑥)	平成30年12月31日	法10の5②
	個人既存高額特定取引契約者(令6の3⑦～⑨)	平成29年12月31日	令6の3⑳一
	法人既存特定取引契約者(令6の3⑩～⑭)	平成30年12月31日	法10の5②
	保険契約等に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3⑮)の解除	要件に該当しないこととなった日から2年(又は1年(※2))を経過する日	令6の3⑳二
	法人既存特定取引契約者に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3⑯)の解除	特定取引契約資産額が2,500万円を超えることとなった日の属する年の翌年の12月31日	令6の3⑳三
	一定期間取引等がない特定取引契約に係る特定手続の免除に関する特例(令6の3⑰)の解除	通信等を行うこととなった日から2年(又は1年(※2))を経過する日	令6の3⑳四
再特定手続 (法10の5⑥)	個人低額既存特定取引契約者(情報の取得)	情報の取得の日の属する年の12月31日又はその日から3月を経過する日のいずれか遅い日	法10の5⑥
	個人高額既存特定取引契約者(情報の取得)	情報の取得の日から3月を経過する日	令6の5⑮一
	法人既存特定取引契約者(情報の取得)	情報の取得の日の属する年の12月31日又はその日から3月を経過する日のいずれか遅い日	法10の5⑥
	個人既存低額特定取引契約者が個人既存高額特定取引契約者となった場合	特定取引契約資産額が最初に1億円を超えることとなった日の属する年の翌年の12月31日	令6の5⑮二

※1 実質的支配者(13・14ページ参照)の居住地国に異動が生じることとなった場合には、届出書を提出した者がそれを知った日。

※2 特定取引契約資産額が1億円を超えるものである場合。

4. 犯収法との関係(1) - 実質的支配者の定義

法令の内容	犯収法令の規定(平成28年10月1日以後)
<p>○ 実質的支配者の定義</p> <p>⇒ 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいい(法10の5⑦五)、具体的には、犯収法第4条第1項若しくは第2項又は犯収法規第20条第3項(同条第1項第18号に係る部分に限る。)の規定により、同令第11条第2項各号に定める者として確認された者をいう(規16の10)。</p>	<p>犯収法(抄) (取引時確認等)</p> <p>第4条 特定事業者(第2条第2項第42号に掲げる特定事業者(第12条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、第1号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。</p> <p>一 本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)</p> <p>二 取引を行う目的</p> <p>三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容</p> <p>四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項</p> <p>2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第1号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場合において、第1号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第1号に掲げる事項の確認は、第1号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第8条第1項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの</p> <p>イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項(これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第4項の規定による確認(ロにおいて「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等(第6項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。)になりすましている疑いがある場合における当該取引</p> <p>ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との取引</p> <p>二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの(以下この号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの</p> <p>3～6 省略</p> <p>(次ページへ続く)</p>

4. 犯収法との関係(1) - 実質的支配者の定義(続き)

法令の内容	犯収法令の規定(平成28年10月1日以後)
	<p>犯収法規(抄) (実質的支配者の確認方法等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 法第4条第1項第4号及び令第12条第3項第3号に規定する主務省令で定める者(以下「実質的支配者」という。)は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権(会社法第308条第1項その他これに準ずる同法以外の法令(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第423条第1項に規定する役員等(会計監査人を除く。)の選任及び定款の変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含む。)の全部につき株主総会(これに相当するものを含む。)において議決権を行使することができない株式(これに相当するものを含む。以下この号において同じ。)に係る議決権を除く。以下この条において同じ。)が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人(定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。以下この条及び第14条第3項において「資本多数決法人」という。)のうち、その議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人(当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の2分の1を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。)があるもの 当該自然人</p> <p>二 資本多数決法人(前号に掲げるものを除く。)のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人</p> <p>三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの 当該自然人</p> <p>イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人(当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の2分の1を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。)</p> <p>ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人</p> <p>四 前3号に定める者がない法人 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人</p> <p>3・4 省略</p> <p>(確認記録の記録事項)</p> <p>第20条 法第6条第1項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十七 省略</p> <p>十八 顧客等(国等を除く。)が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法(当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。)</p> <p>十九～二十四 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定事業者は、第1項第14号から第18号まで及び第20号から第23号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第3号の規定により添付した本人確認書類若しくは補充書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。</p>

4. 犯収法との関係(2) - 証拠書類(居住地住所テストによる特定手続)の定義

法令の内容	犯収法令の規定(平成28年10月1日以後)
<p>○ 証拠書類の定義 ⇒ 個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として次に掲げる書類(直近のものに限り、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。)をいう(令6の3⑥、規16の3③)。</p> <p>(1) 犯収法規第7条第1号、第3号及び第4号(同条第1号に準ずるものに限る。)に定める書類(その写しを含む。)であって、当該書類の提出若しくは提示をした個人既存低額特定取引契約者(令6条の3第22項第1号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。以下(1)において同じ。)の住居の記載があるもの又は当該書類に基づき行った確認を記録した書類であって、当該個人既存低額特定取引契約者の氏名及び住所若しくは居所、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項並びに当該書類の提出若しくは提示を受けた年月日の記載があるもの(同令第7条第1号ハに掲げる書類(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証及び私立学校教職員共済制度の加入者証に限る。以下(1)において「被保険者証等」という。)及び同令第7条第4号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの又はこれらに基づき行った確認を記録した書類にあっては、報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から5年を経過していないものに限る。)</p> <p>(2) 省略</p>	<p>犯収法規(抄) (本人確認書類) 第7条 前条第1項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第1号イ及びハに掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)及び第3号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第1号ロ及びホ、第2号ロに掲げる本人確認書類並びに第4号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。</p> <p>二 自然人(第3号及び第4号に掲げる者を除く。)次に掲げる書類のいずれか イ 運転免許証等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。)、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)) ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。))又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ニ 印鑑登録証明書(ハに掲げるものを除く。)、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)) ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの(国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。)) 二 省略 三 前条第1項第2号に掲げる者 旅券等 四 外国人(日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。)を除く。)及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第1号又は第2号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、第1号又は第2号に定めるものに準ずるもの(自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。))</p>

4. 犯収法との関係(3) – 法人既存特定取引契約者が特定法人に該当する場合の実質的支配者の確認【既存】

法令の内容	犯収法令の規定(平成28年10月1日以後)
<p>1 法人既存特定取引契約者が特定法人に該当する場合における報告金融機関等による任意届出書の提出等の要求(原則)(7ページ下段参照)</p> <p>⇒ 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者(次に掲げる場合における当該法人既存特定取引契約者に限る。1において同じ。)が特定法人に該当する場合には、当該法人既存特定取引契約者に対し、任意届出書の提出及び居住地国確認書類の提示を求めなければならない(令6の3⑩、規16の3⑥)。</p> <p>(1) 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った際に犯収法第4条第1項又は第2項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第1項第4号に掲げる事項の確認を行っていた場合(13ページ右欄を参照)</p> <p>(2) 報告金融機関等が犯収法規第20条第1項第18号に掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合において、同条第3項の規定により、当該変更若しくは追加に係る内容を確認記録(犯収法第6条第1項に規定する確認記録をいう。(2)及び下記2において同じ。)に付記し、又は確認記録に付記することに代えて、当該変更若しくは追加に係る内容の記録を別途作成したとき</p> <p>2 任意届出書の提出等がなかった場合における実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続(特例)(7ページ下段参照)</p> <p>⇒ 報告金融機関等は、一定の法人既存特定取引契約者に係る確認記録等(※)を保存しているときは、当該確認記録等(直近の住所等所在地国情報に係る部分に限る。)に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することができる(令6の3⑭)。</p>	<p>犯収法規(抄) (確認記録の記録事項)</p> <p>第20条 法第6条第1項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十七 省略</p> <p>十八 顧客等(国等を除く。)が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法(当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。)</p> <p>十九～二十四 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定事業者は、第1項第14号から第18号まで及び第20号から第23号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第3号の規定により添付した本人確認書類若しくは補充書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することができる。</p> <p>犯収法(抄) (確認記録の作成義務等)</p> <p>第6条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「確認記録」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(※)「確認記録等」とは、次の記録をいいます(令6の3⑭、規16の3⑦)。</p> <p>(a) 確認記録</p> <p>(b) 犯収法規第20条第3項後段の規定により別途作成することとされる記録</p>

4. 犯収法との関係(4) - 新規特定取引を行う者の新規届出書の提出免除に関する特例の適用要件

【新規】

法令の内容	犯収法令の規定(平成28年10月1日以後)																															
<p>○ 新規特定取引を行う者の新規届出書の提出免除に関する特例の適用要件(8ページ参照)</p> <p>(1) 犯収法第4条第3項の規定により、新規特定取引を行う際、同条第1項又は第2項(これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認が行われないこと</p> <p>(2) 省略</p>	<p>犯収法(抄) (取引時確認等)</p> <p>第4条 省略 (13ページ右側参照)</p> <p>2 省略 (13ページ右側参照)</p> <p>3 第1項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項(これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認(当該確認について第6条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であって政令で定めるものについては、適用しない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの(以下この項において「国等」という。)であるときには、第1項又は第2項の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="567 534 2011 1296"> <tr> <td data-bbox="567 534 928 919">国等(人格のない社団又は財団を除く。)</td> <td data-bbox="928 534 1288 625">第1項</td> <td data-bbox="1288 534 1649 625">次の各号(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、第1号)</td> <td data-bbox="1649 534 2011 625">第1号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="567 625 928 722"></td> <td data-bbox="928 625 1288 722">第1項第1号</td> <td data-bbox="1288 625 1649 722">本人特定事項</td> <td data-bbox="1649 625 2011 722">当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="567 722 928 919"></td> <td data-bbox="928 722 1288 919">第2項</td> <td data-bbox="1288 722 1649 919">前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第1号)</td> <td data-bbox="1649 722 2011 919">前項第1号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="567 919 928 1296">人格のない社団又は財団</td> <td data-bbox="928 919 1288 986">第1項</td> <td data-bbox="1288 919 1649 986">次の各号</td> <td data-bbox="1649 919 2011 986">第1号から第3号まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="567 986 928 1083"></td> <td data-bbox="928 986 1288 1083">第1項第1号</td> <td data-bbox="1288 986 1649 1083">本人特定事項</td> <td data-bbox="1649 986 2011 1083">当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="567 1083 928 1180"></td> <td data-bbox="928 1083 1288 1180">第1項第3号</td> <td data-bbox="1288 1083 1649 1180">当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容</td> <td data-bbox="1649 1083 2011 1180">事業の内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="567 1180 928 1296"></td> <td data-bbox="928 1180 1288 1296">第2項</td> <td data-bbox="1288 1180 1649 1296">前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況</td> <td data-bbox="1649 1180 2011 1296">前項第1号から第3号までに掲げる事項</td> </tr> </table> <p>6 省略 (次ページへ続く)</p>				国等(人格のない社団又は財団を除く。)	第1項	次の各号(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、第1号)	第1号		第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項		第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第1号)	前項第1号に掲げる事項	人格のない社団又は財団	第1項	次の各号	第1号から第3号まで		第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項		第1項第3号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容		第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況	前項第1号から第3号までに掲げる事項
国等(人格のない社団又は財団を除く。)	第1項	次の各号(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、第1号)	第1号																													
	第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項																													
	第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第1号)	前項第1号に掲げる事項																													
人格のない社団又は財団	第1項	次の各号	第1号から第3号まで																													
	第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項																													
	第1項第3号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容																													
	第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況	前項第1号から第3号までに掲げる事項																													

4. 犯収法との関係(4) – 新規特定取引を行う者の新規届出書の提出免除に関する特例の適用要件(続き)【新規】

法令の内容	犯収法令の規定(平成28年10月1日以後)
	<p>犯収法令(抄) (既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)</p> <p>第13条 法第4条第3項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第7条第1項第1号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認(当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第6条の規定による確認記録(同条第1項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。))の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との間で行うもの</p> <p>二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引(当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第6条第1項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。)</p> <p>2 法第4条第3項に規定する政令で定めるものは、<u>当該特定事業者(前項第1号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引(当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。))との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。)</u>とする。</p> <p>犯収法規(抄) (顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法)</p> <p>第16条 令第13条第2項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるもののいずれかにより顧客等(国等である場合にあつては、その代表者等又は当該国等(人格のない社団又は財団を除く。))。以下この条において同じ。)が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第24条第1号から第3号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から7年間保存する方法とする。</p> <p>一 預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。</p> <p>二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかなる場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。</p> <p>(取引記録等の記録事項)</p> <p>第24条 法第7条第1項及び第2項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項(確認記録がない場合にあつては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項)</p> <p>二 取引又は特定受任行為の代理等の日付</p> <p>三 取引又は特定受任行為の代理等の種類</p> <p>四～七 省 略</p>



翌年4月30日までに、e-Taxを使用して報告事項を送信する方法等により、所轄税務署長へ提出。



- ・STEP1: 報告対象契約のある報告金融機関等において、報告対象データを抽出。
- ・STEP2: 報告対象データにつき、CRSユーザーガイド等に基づき、XMLスキーマ形式にて報告対象データを作成(言語は、ラテンアルファベットで作成)。
 - ※ XMLスキーマの作成が困難な報告金融機関等向けにCSVファイル形式での作成を可能とするよう、仕様を検討中。
- ・STEP3: 報告対象データの提出(e-Taxを使用して報告事項を送信する方法等)。

5. 国税庁への報告(2) - 報告対象データの抽出



項目	内容	根拠規定
抽出時期	その年の12月31日時点	法10の6①
対象者	報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者(一部の者を除く。)	法10の6① 令6の12①
対象	対象者が報告対象契約(特定取引に係る契約のうち、一定のもの)を締結している場合	法10の6①② 令6の12③
報告単位	報告対象契約ごと	法10の6①
報告事項	特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住国、外国の納税者番号及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額等一定の事項(以下、「報告事項」という。)(※)	法10の6①③ 令6の12④ 規16の12①～④

※ 報告対象契約が終了した場合の報告事項は、上記の報告事項(報告対象契約に係る資産の価額を除く。)及び報告対象契約の終了の事実。

5. 国税庁への報告(3) - 報告対象データの作成(報告事項)



報告事項	内容
(1) 氏名又は名称	報告対象契約に係る特定取引を行った者の氏名又は名称(規16の12①一イ)
(2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	報告対象契約に係る特定取引を行った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(規16の12①一イ)
(3) 生年月日	報告対象契約に係る特定取引を行った者の生年月日(規16の12①一イ)
(4) 特定居住地国の名称	報告対象契約に係る特定取引を行った者の特定居住地国の名称(規16の12①一口)
(5) 外国の納税者番号	報告対象契約に係る特定取引を行った者が特定居住地国(外国に限る。)において、納税者番号を有する場合には、当該納税者番号(規16の12①一口)
(6) 日本の法人番号	報告対象契約に係る特定取引を行った者が内国法人である特定法人である場合で、実質的支配者(特定居住地国が報告対象国である者に限る。)があるときは、当該特定法人の法人番号(規16の12①一ニ)
(7) 番号、記号その他の符号	報告対象契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号(規16の12①一ヘ)
(8) 資産の価額	その年の12月31日における報告対象契約に係る資産の価額(規16の12①一ト)
(9) 資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別	その年における報告対象契約に係る資産の運用、保有又は譲渡による収入金額及びその種別(規16の12①一チ)
(10) 通貨の種類	(8)及び(9)の報告事項の金額を表示する通貨の種類
(11) 不記録口座である旨	報告対象契約が不記録口座に該当する旨(規16の12①二ロ)

※ 報告事項1～5については、報告金融機関等が保有している場合に限り、一定の場合には、実質的支配者及び信託の受益者についても、報告事項となる(規16の12①一イ～ハ、ホ)。

5. 国税庁への報告(4) - 報告対象データの提出



項目	内容	根拠規定
提出時期	翌年4月30日まで	法10の6①
提出方法	e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して報告事項を送信する方法等	法10の6①一、二 規16の12⑤～⑦
提出先	報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地等の所轄税務署長	法10の6① 令6の12②

6. 記録の作成・保存

記録の作成が必要な場合 (法10の7①、規16の13①)	記録事項 (規16の13②)
<p>【新規特定取引を行う者】 【既存特定取引を行った者】</p> <p>①新規届出書、②任意届出書又は ③異動届出書(※)の提出を受けた場合</p> <p>※ このページにおいて、「届出書等」という。</p>	<p>(1) 届出書等の提出を受けた年月日 (2) 届出書等に記載された事項 ※ 当該届出書等を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて記録に添付することで代替可能。 (3) 任意届出書(法10の5③)の提出を受けた場合には、その提出の際に提示を受けた居住地国確認書類の種別 (4) 報告事項(法10の6①)を提供した年月日及びその報告事項 (5) その他参考となるべき事項</p>
<p>【既存特定取引を行った者】</p> <p>(再)特定手続を行った場合</p>	<p>(1) (再)特定を行った年月日及び行った手続の内容 (2) (再)特定を行った特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 (3) 報告金融機関等が当該(再)特定を行った特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号 (4) (再)特定を行った特定取引に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が(再)特定された場合には、(再)特定された国又は地域の名称及びその(再)特定の基礎となった情報 (5) (再)特定を行った特定取引に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が(再)特定されなかった場合には、その旨(不記録口座(法10の6②三)に該当する場合には、その旨) (6) 報告事項(法10の6①)を提供した年月日及びその報告事項 (7) その他参考となるべき事項</p>

保存期間(法10の7②、規16の13③)

作成した記録については、以下(1)(2)に記載する特定取引の区分に応じて、それぞれ以下(1)(2)に記載する日の属する年の翌年から5年間、保存しなければならない。

(1) (2)の特定取引以外の特定取引 当該特定取引に係る契約が終了した日

(2) 以下の特定取引 当該特定取引が行われた日

イ 無尽業法第1条に規定する無尽に係る契約の締結

ロ 保険契約又は共済に係る契約に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る。)、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取

7. 罰則等

1 報告金融機関等の報告事項の提供に係る税務職員の質問検査権

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができるほか、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができることとされている(法10の8①②、規16の14)。

2 罰則

次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科することとされている(法13④)。

- (1) 上記1の当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 上記1の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
- (3) 新規届出書を特定取引の際に報告金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは新規届出書若しくは任意届出書若しくは異動届出書に偽りの記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出した者又は電磁的方法により偽りの事項を提供した者(これらの者のうち居住地国が外国である者に限る。)
- (4) 報告事項をその提供の期限までに、電子情報処理組織(e-Tax)を使用して報告事項を送信する方法又は報告事項を記録した光ディスク等を提出する方法により、税務署長に提供せず、又は偽りの事項を税務署長に提供した者